

豊中市電力の調達に関する環境配慮方針

1. 目的

豊中市電力の調達に関する環境配慮方針（以下「本方針」という。）は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）第 11 条第 1 項に規定する方針として、本市が行う電力調達契約の競争入札等の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定め、本市における温室効果ガス等の排出の削減を推進することを目的とする。

2. 定義

本方針における「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市が行う電力調達契約の競争入札等に係わる入札参加資格の判定に際し、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号に定める小売電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達契約をいう。

3. 対象組織等

本方針は、本市の全ての機関が競争入札等により電力を調達する際に適用する。また、本市は、本市が構成員となっている一部事務組合、本市の外郭団体及び指定管理者等に対して、本方針に基づく取組への協力を要請するよう努める。

4. 環境評価項目

本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

（1）基礎項目

- ① 二酸化炭素排出係数
- ② 未利用エネルギーの活用状況
- ③ 再生可能エネルギーの導入状況

（2）加点項目

- ① 豊中市の環境施策への協力

5. 入札参加資格の要件

以下の条件を全て満たす電気事業者が、入札参加資格を有するものとする。

- （1）入札実施年度において、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けていること。
- （2）経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に規定されている電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて情報の開示を行っていること。ただし、新たに電力の供給に参入した電気事業者であって、電源構成等を開示していない者は、事業開始日から 1 年間に限って開示予定時期（事業開始日から 1 年以内に限る）を明示することにより、適切に開示しているものとみなす。

(3) 「4. 環境評価項目」に定める各項目について別表の基準により算定した評価点の合計が70点以上であること。

(4) 履行期間を1年以上とする電力供給契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

6. 評価項目報告書の提出

本市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、「4. 環境評価項目」に定める環境評価項目を、評価基準により算定し、その評価点等を様式1「豊中市環境に配慮した電力調達評価項目報告書」に記載し、期限までに入札参加書類とともに、入札参加書類提出先（発注所属）まで提出するものとする。

7. 入札参加資格の判定

(1) 発注所属長は、入札参加資格の確認が必要な電気事業者について、様式1の評価点の判定を様式2によりゼロカーボンシティ推進課長に依頼するものとする

(2) ゼロカーボンシティ推進課長は、様式2により発注所属長から依頼を受けた場合は、電気事業者について様式1の内容を確認し、その評価点を判定するとともに、判定の結果について、様式3により発注所属長へ通知するものとする。

8. 入札結果の通知

電力調達契約の担当課の長は、電力入札の結果について、入札終了後、遅延なくゼロカーボンシティ推進課長に報告するものとする。

9. 環境配慮評価基準の見直し

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく毎年度の電気事業者別二酸化炭素排出係数の算定及び公表に合わせ、豊中市環境に配慮した電力調達契約評価基準の評価点配点表を適宜見直すこととする。

附 則

本方針は、令和元年10月15日から施行する。

附 則

本方針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和3年11月17日から施行する。

附 則

本方針は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和8年4月1日から施行する。

(別表)

豊中市環境に配慮した電力調達契約評価基準

1 評価点配点表

区分	項目	基準	点数
基礎項目	① 令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000 以上 0.375 未満	70
		0.375 以上 0.400 未満	65
		0.400 以上 0.425 未満	60
		0.425 以上 0.450 未満	55
		0.450 以上 0.475 未満	50
		0.475 以上 0.500 未満	45
		0.500 以上 0.520 未満	40
		0.520 以上	0
	② 令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
		0%超 0.675%未満	5
		活用していない	0
	③ 令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
		8.00%以上 15.00%未満	15
		3.00%以上 8.00%未満	10
		0%超 3.00%未満	5
活用していない		0	
加点項目	①豊中市の環境施策への協力	取り組んでいる	5
		取り組んでいない	0

※環境評価項目を点数制で評価し、合計点が70点以上の電気事業者に入札参加資格を付与。

※毎年度の電気事業者別二酸化炭素排出係数の算定及び公表に合わせ、評価点配点表を適宜見直すこととする。

2 各計算方法・評価方法と用語の定義

(1) 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている電気事業者の事業者全体の調整後排出係数の最新の数値を用いることとする。

ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により排出係数が公表されていない電気事業者は、当該電気事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

(2) 令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況

■算定方法

$$\text{令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況 (\%)} = \frac{\text{①}}{\text{②}} \times 100$$

①令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)

②令和 6 年度の供給電力量（需要端）(kWh)

■未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）第 2 条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

■未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(3) 令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況

■算定方法

$$\text{令和 6 年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$$

①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT

非化石証書の量（送電端（kWh））

- ②グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）
- ③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
- ④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）
- ⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT 非化石証書の量（kWh）
- ⑥令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）

■再生可能エネルギーとは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。

■再生可能エネルギー電気の利用料（①+②+③+④+⑤）及び供給電力量（⑥）には他電気事業者への販売分は含まない。

（4）豊中市の環境施策への協力

以下のいずれかを実施していることをいう。

- ①温室効果ガス排出量の推計に必要となる豊中市内における販売電力量に関するデータの提供
- ②市民が活用できる環境教育・環境学習プログラムの提供